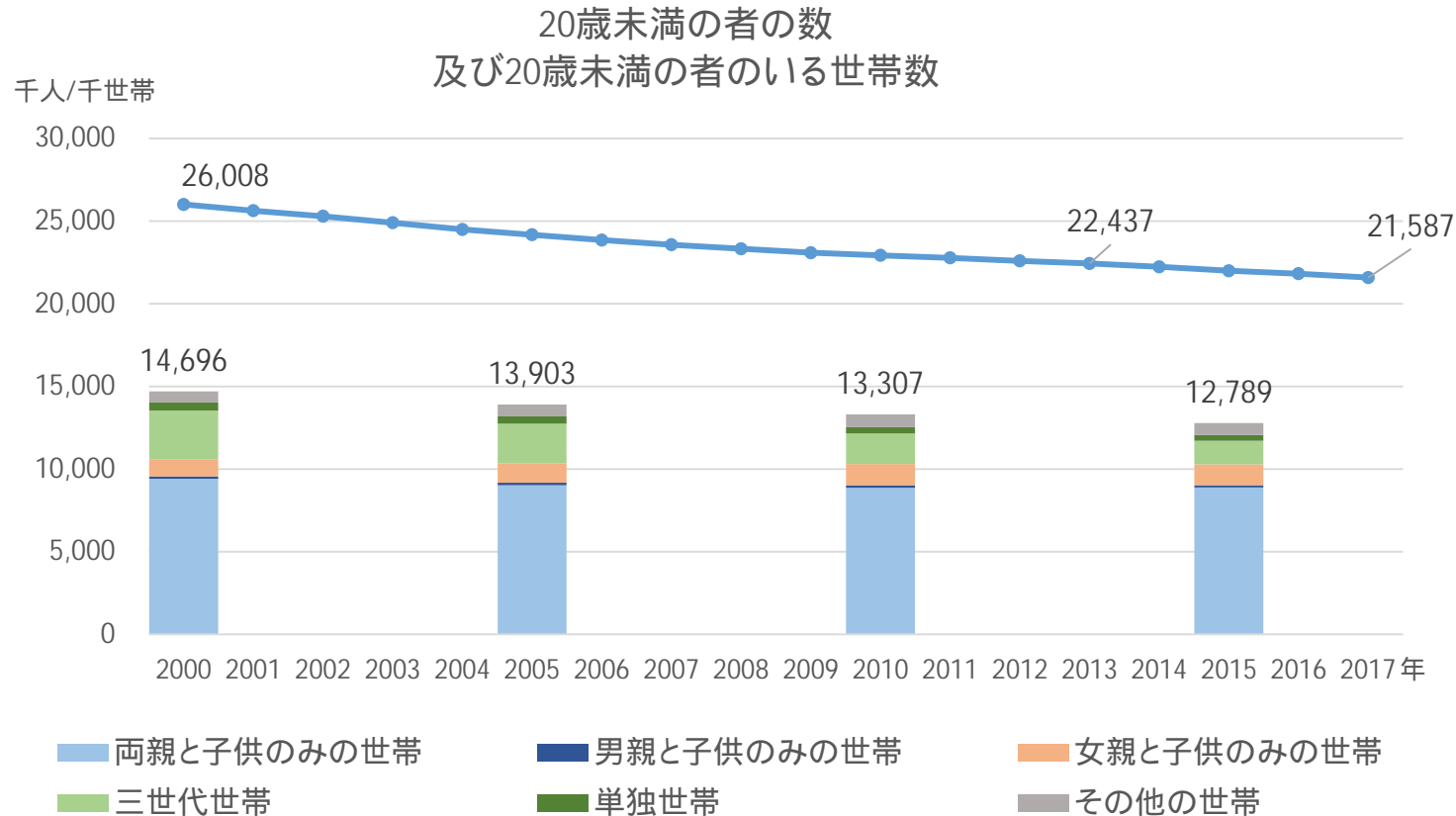


子供の貧困に関する現状

(1) 子供及び世帯の状況

20歳未満の者の数、20歳未満の者がいる世帯数

- 20歳未満の者は、少子化が進行する中減少し、2017年には約2,160万人。
- 20歳未満の者がいる世帯数は、2015年には約1,280万世帯。約8割が親と子のみで生活。



(注) ・世帯数は、2005年までは、20歳未満の親族がいる世帯数。
・「三世帯世帯」は、「夫婦、子供と両親からなる世帯」「夫婦、子供とひとり親からなる世帯」「夫婦、子供、親と他の親族からなる世帯」の合計とした。

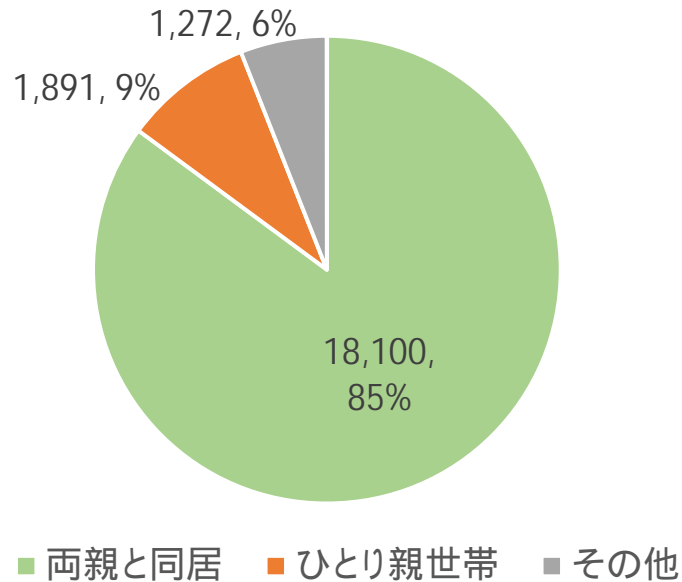
(出典) 人口は総務省「人口推計」、世帯数は総務省「国勢調査」に基づき内閣府子供の貧困対策推進室作成

ひとり親世帯の子供数・世帯数

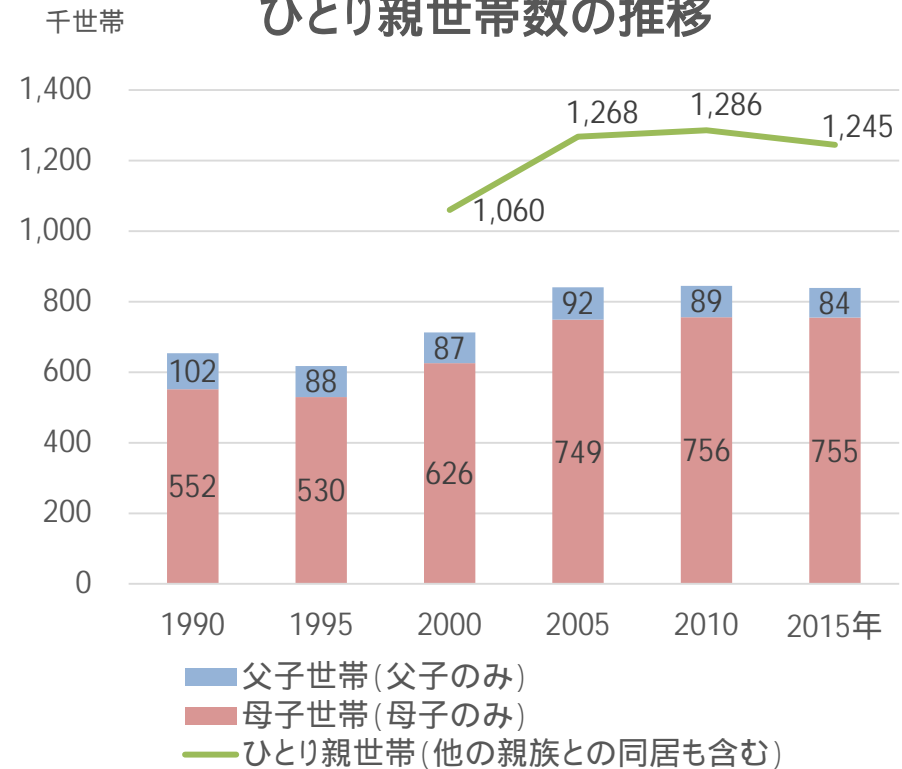
- ひとり親世帯の子供は、約189万人。20歳未満の子供の1割近くを占める。
- ひとり親世帯は、約125万世帯。そのうち約3分の2が、母子又は父子のみで生活。

親との同居状況等別 子供の数

(2015年、単位:千人)



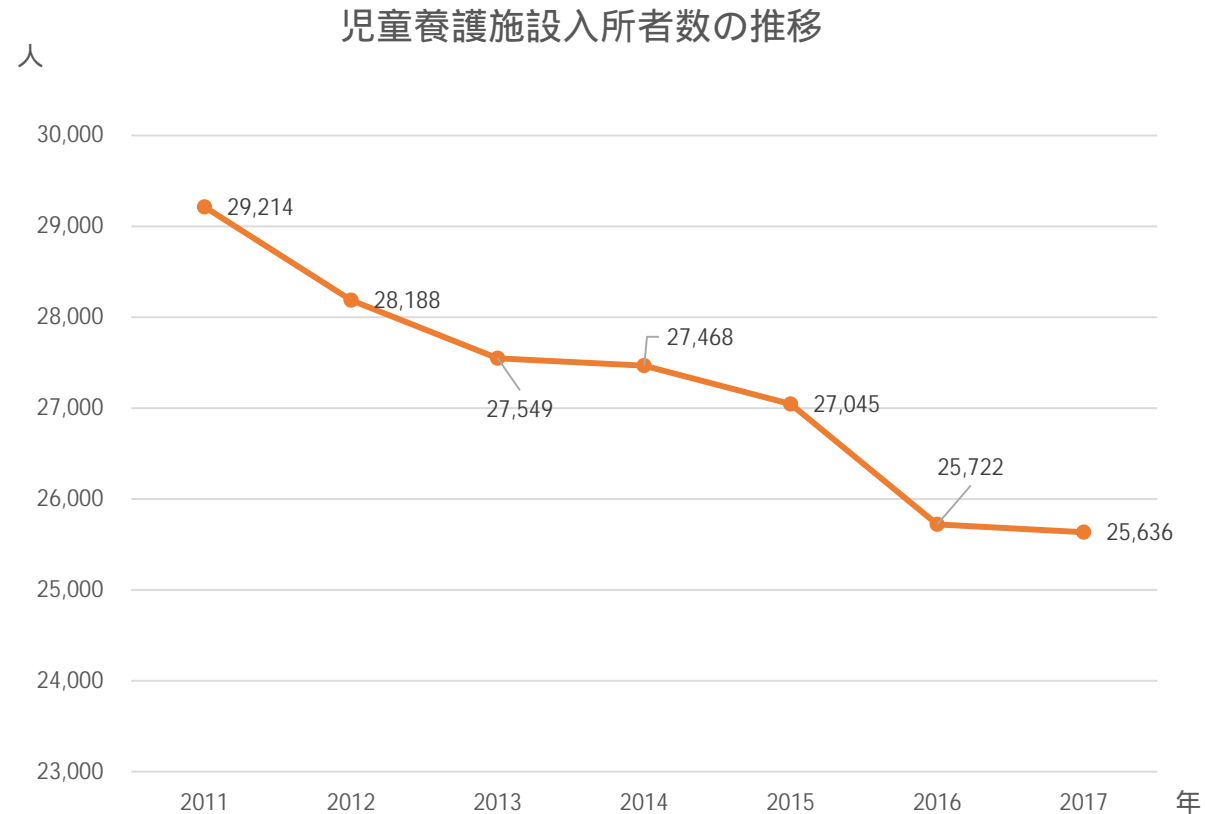
ひとり親世帯数の推移



- (注) ・「子供」とは、20歳未満の未婚の親族をいう。
・「ひとり親世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子供がいる一般世帯をいう。(他の親族が同居している場合も含む。)
・「母子世帯(母子のみ)」「父子世帯(父子のみ)」とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

児童養護施設の入所者数の推移

○ 児童養護施設入所者数は、減少が続いている。



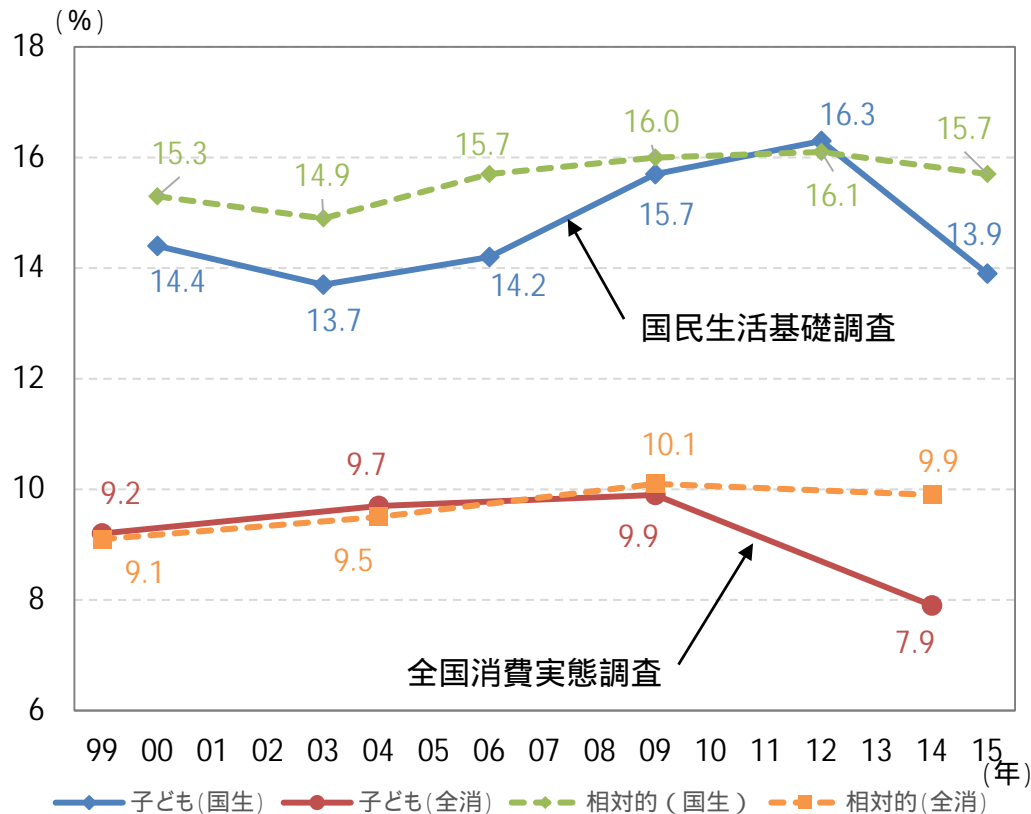
(出典) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づき内閣府子供の貧困対策推進室作成

(2) 所得及び生活の状況

子供の貧困率

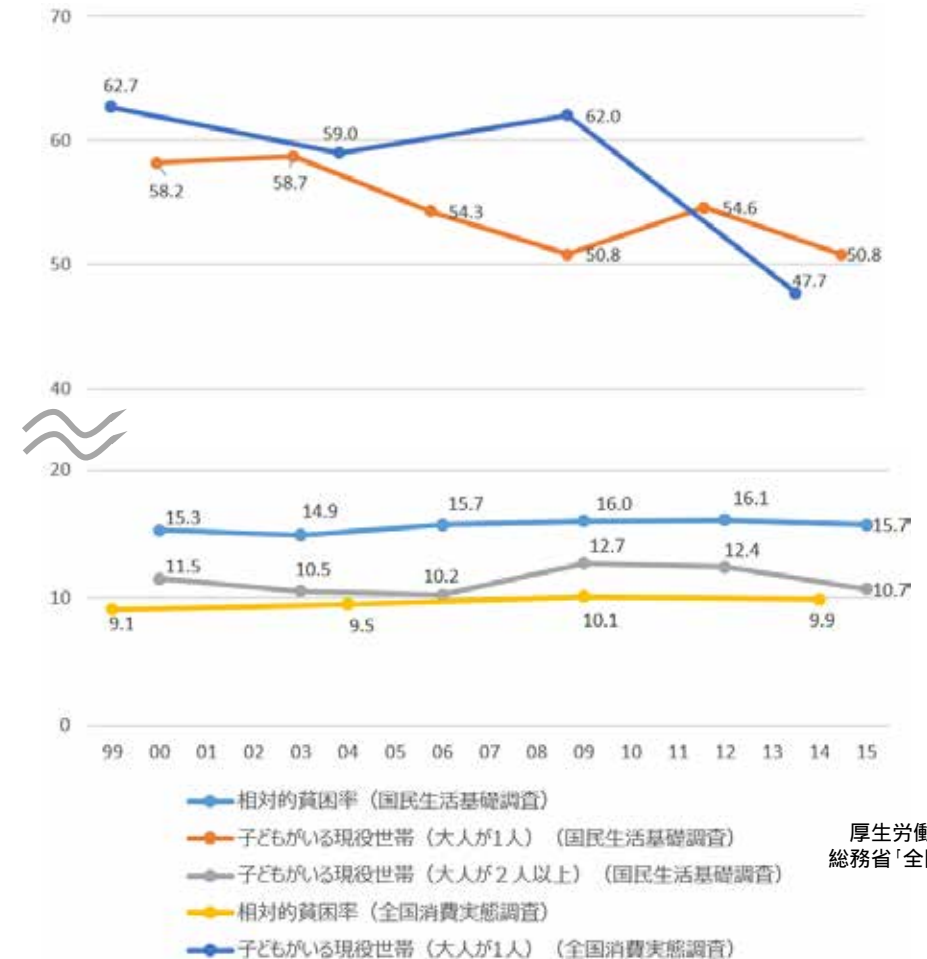
- 国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく子供の貧困率は上昇傾向にあったものの、直近値は前回調査に比べ、2.4%ポイント低下。
- 全国消費実態調査(総務省)に基づく子供の貧困率が平成27年に初めて公開され、直近値は2%ポイント低下。
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は高い水準にある。

子供の貧困率の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」より作成

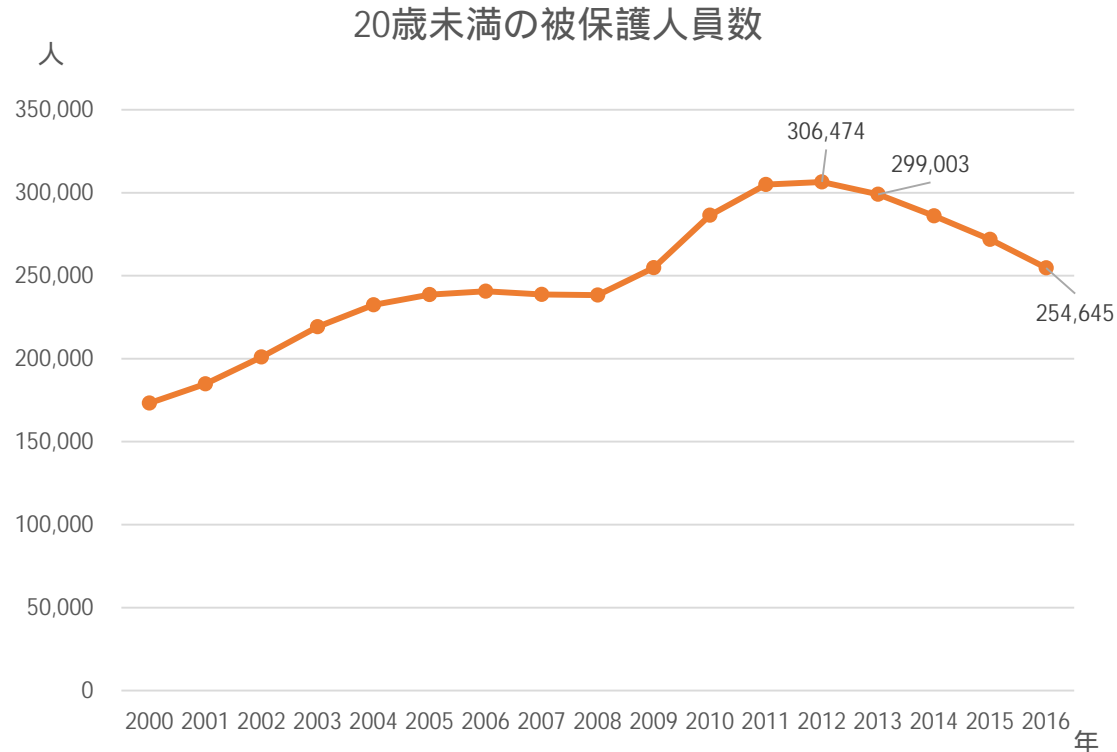
全世帯の貧困率及び子供がいる現役世帯のうち大人が1人・2人以上の貧困率



厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」より作成

生活保護を受けている子供の状況

○ 生活保護を受けている20歳未満の者は、平成に入って以後、平成24年をピークに減少傾向。

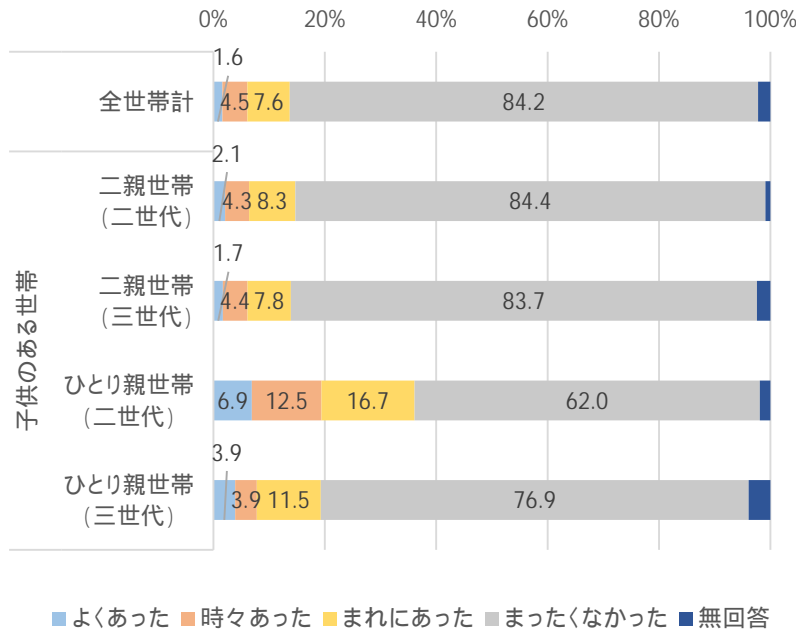


(出典) 2011年以前は、厚生労働省社会・援護局「被保護者全国一斉調査結果報告書(基礎調査)」、
2012年以降は厚生労働省「被保護者調査」より、内閣府子供の貧困対策推進室作成

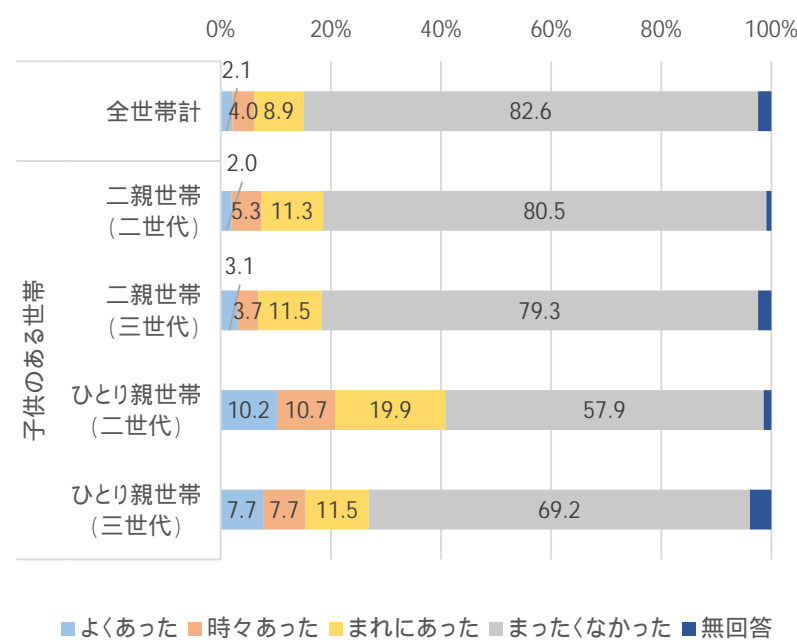
食料や衣服の困窮経験

- 子供がいる世帯の1割以上で、過去1年間に、経済的な理由で家族が必要とする食料や衣服を買えなかった経験がある。
- 2007年から2017年にかけては、食料や衣服の困窮経験がある世帯割合は減少傾向。

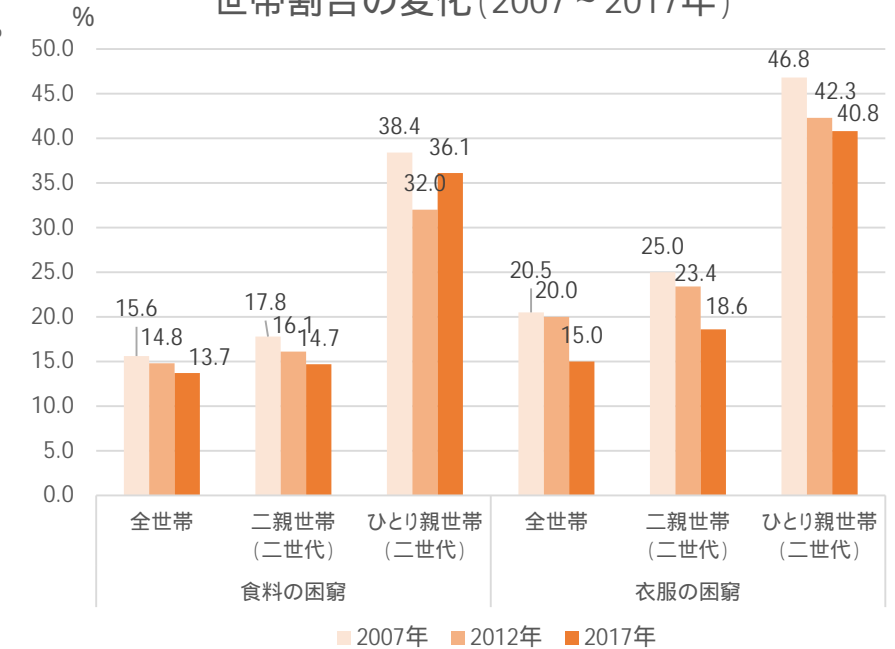
食料の困窮経験 (2017年)



衣服の困窮経験 (2017年)



食料・衣服の困窮経験があった世帯割合の変化 (2007～2017年)



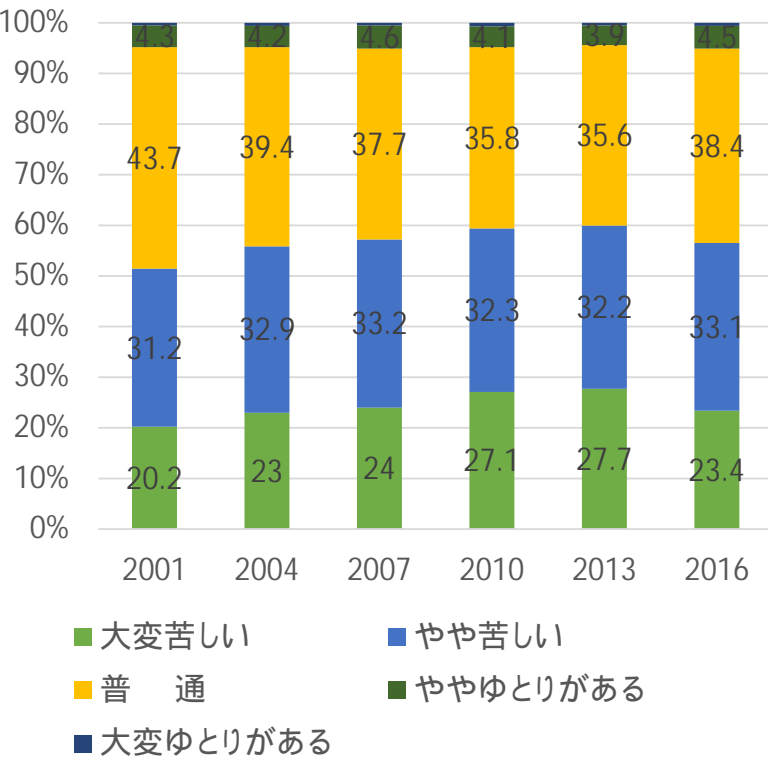
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障実態調査」(平成19年)、「生活と支え合いに関する調査」(平成24年、29年)に基づき内閣府子供の貧困対策推進室にて作成

- (注) ・「子供のある世帯」における「子供」の定義は、20歳未満の世帯員で、「世帯主との関係」が「世帯主(本人)」、「世帯主の配偶者」、「子の配偶者」、「孫の配偶者」でなく、かつ、世帯内に配偶者がいない者をいう。
- ・「食料の困窮経験」は、「あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。」に対する回答状況。
 - ・「衣服の困窮経験」は、「あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣料が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。」に対する回答状況。
 - ・の「困窮経験があった世帯割合」は、それぞれの設問に「よくあった」「時々あった」「まれにあった」と答えた世帯割合を合計したもの。

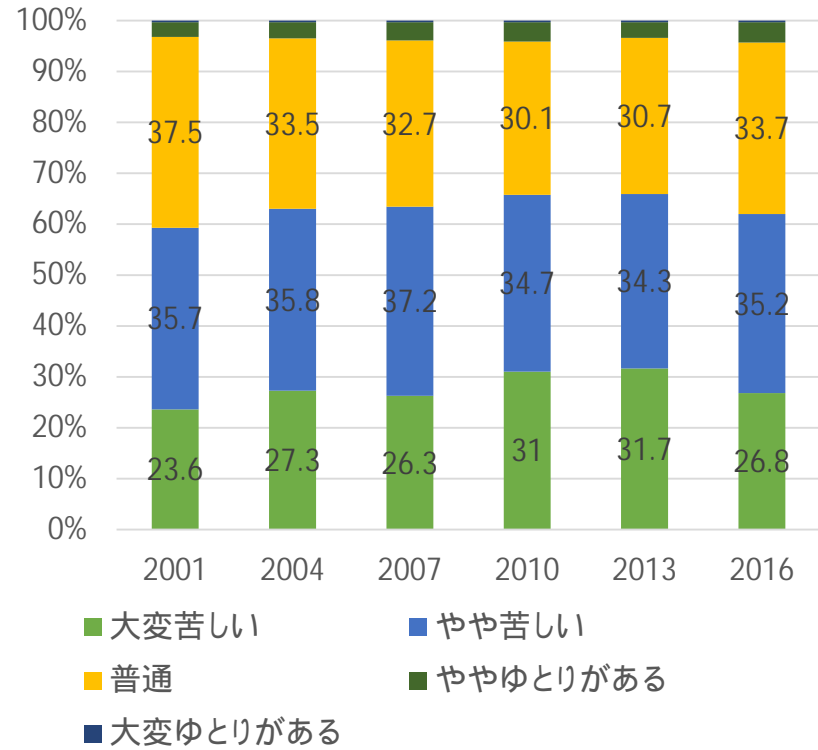
生活意識の状況

○ 生活が「苦しい」と感じている世帯の割合は、児童のいる世帯では6割を、母子世帯では8割を超えている。
ただし、いずれも直近はやや減少傾向。

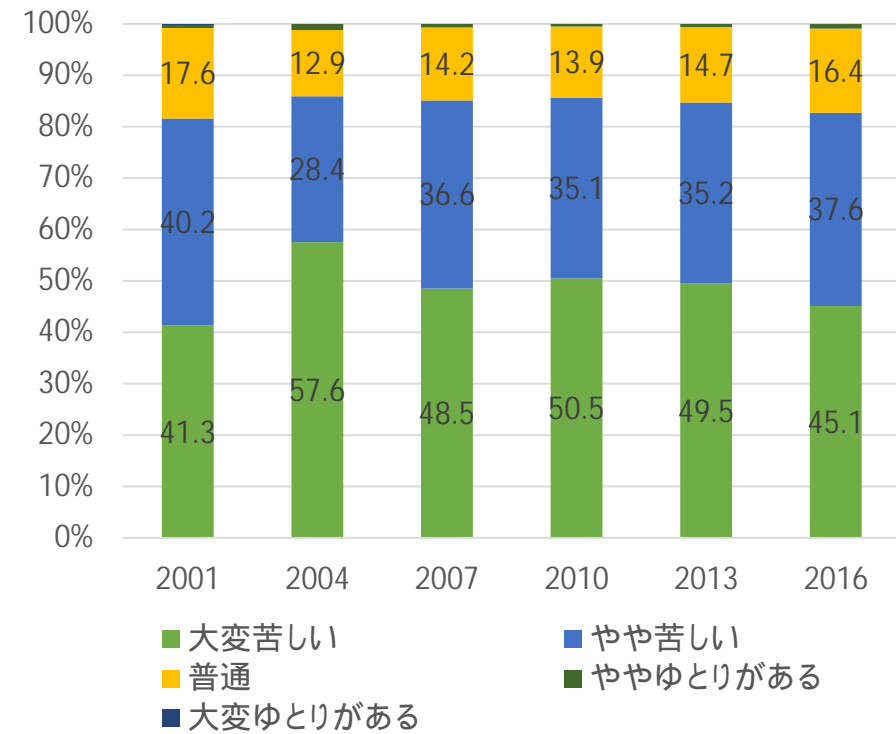
全世帯の生活意識の推移



児童のいる世帯の生活意識の推移



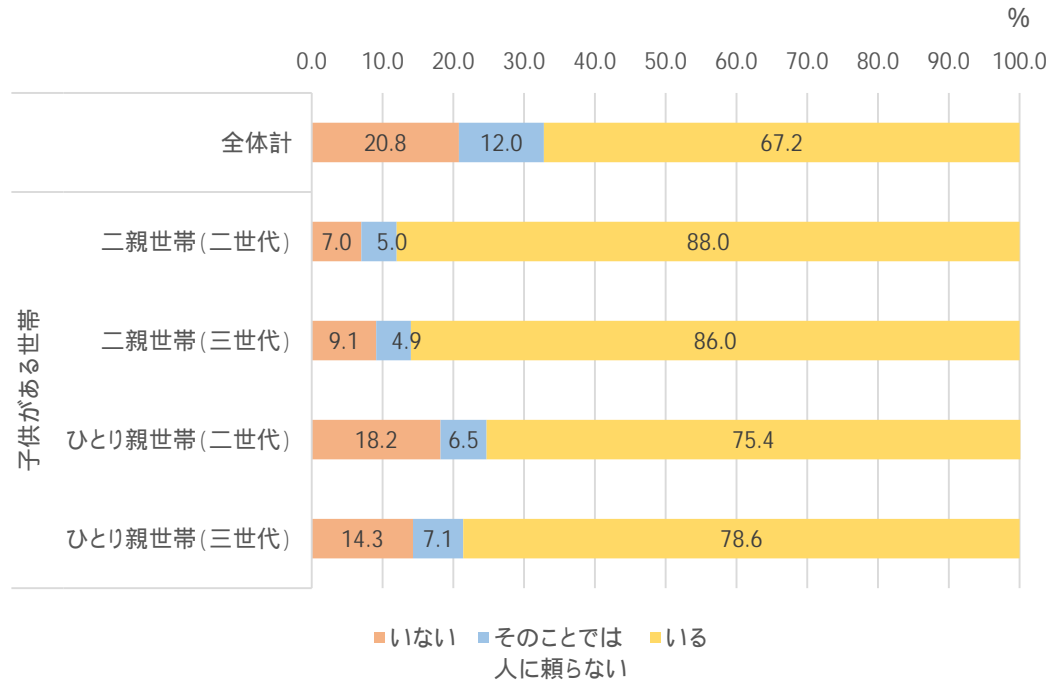
母子世帯の生活意識の推移



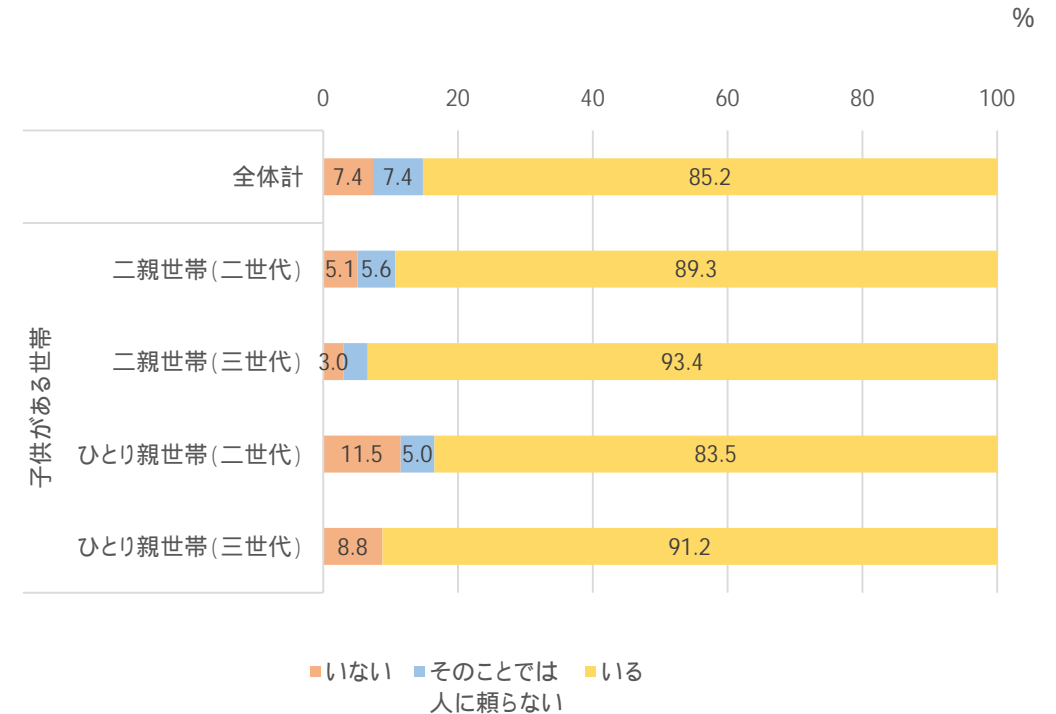
日常生活で頼れる人

○ 子供がある世帯のうち、ひとり親世帯の世帯員は、日常生活で頼れる人がいないと感じている割合が比較的高い。

「子供の世話や看病」で
頼れる人がいるか



「日頃のちょっとした手助け」で
頼れる人がいるか



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(平成29年)に基づき内閣府子供の貧困対策推進室にて作成

(注) ・世帯主及び20歳以上の世帯員に対する調査結果。

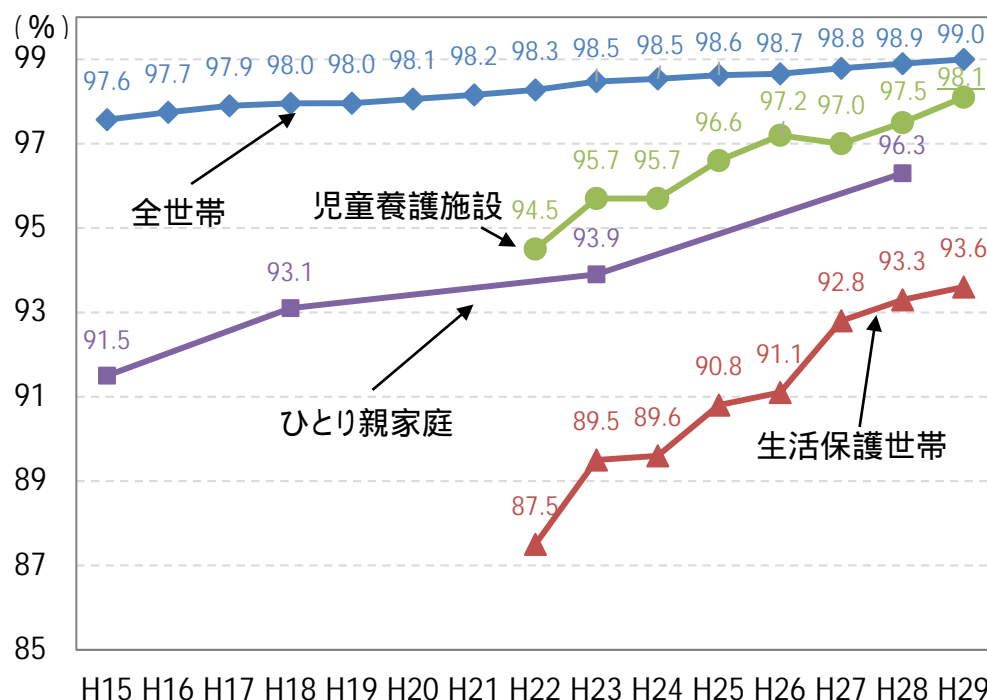
・「子供がある世帯」における「子供」の定義は、20歳未満の世帯員で、「世帯主との関係」が「世帯主(本人)」、「世帯主の配偶者」、「子の配偶者」、「孫の配偶者」でなく、かつ、世帯内に配偶者がいない者をいう。

(3) 学習及び進学状況

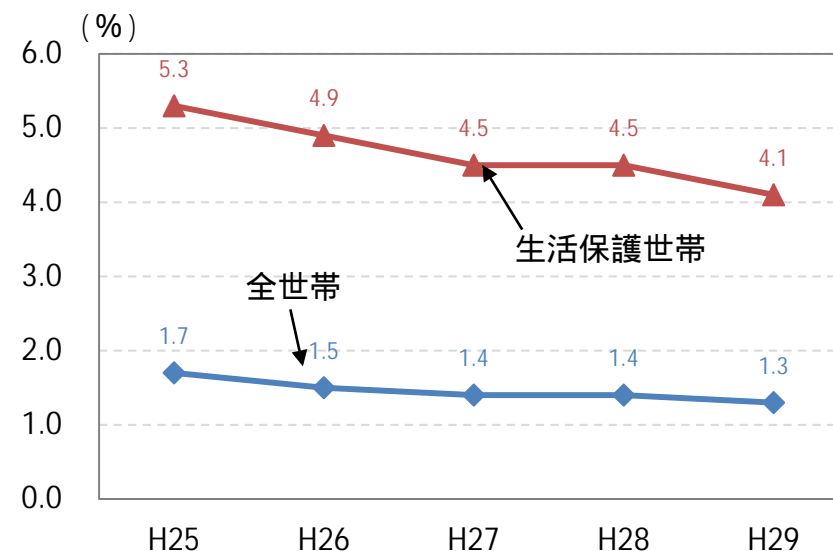
子供の高等学校等進学率・中退率

- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の高等学校等進学率は、いずれも上昇しており9割を超えている。
- 生活保護世帯の子供の高等学校等中退率は、下降傾向にあるものの、全世帯と比して高い水準にある。

子供の高等学校等進学率の推移



子供の高等学校等中退率の推移



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 なお、平成24年度以前 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合
 平成25年度 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合
 平成26年度以降 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ

注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

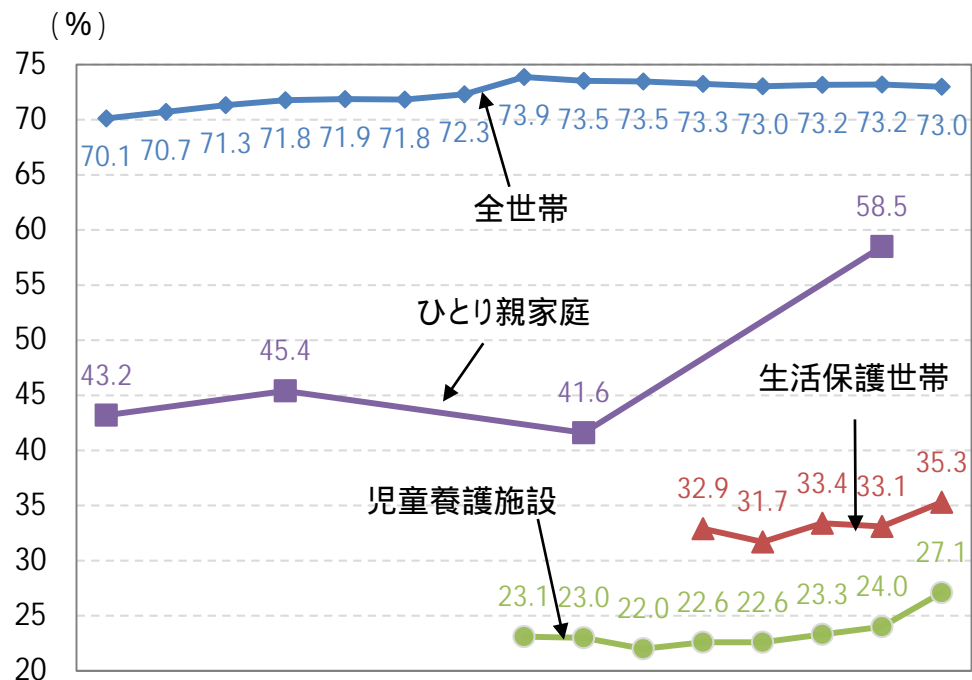
注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

子供の大学等進学率

- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の大学等進学率について、全世帯と比して、未だ大きな差がある。
- 全世帯と比べて、生活保護世帯、児童養護施設は、大学・短期大学よりも専修学校・各種学校に進学する割合が高くなっている。

子供の大学等 進学率の推移

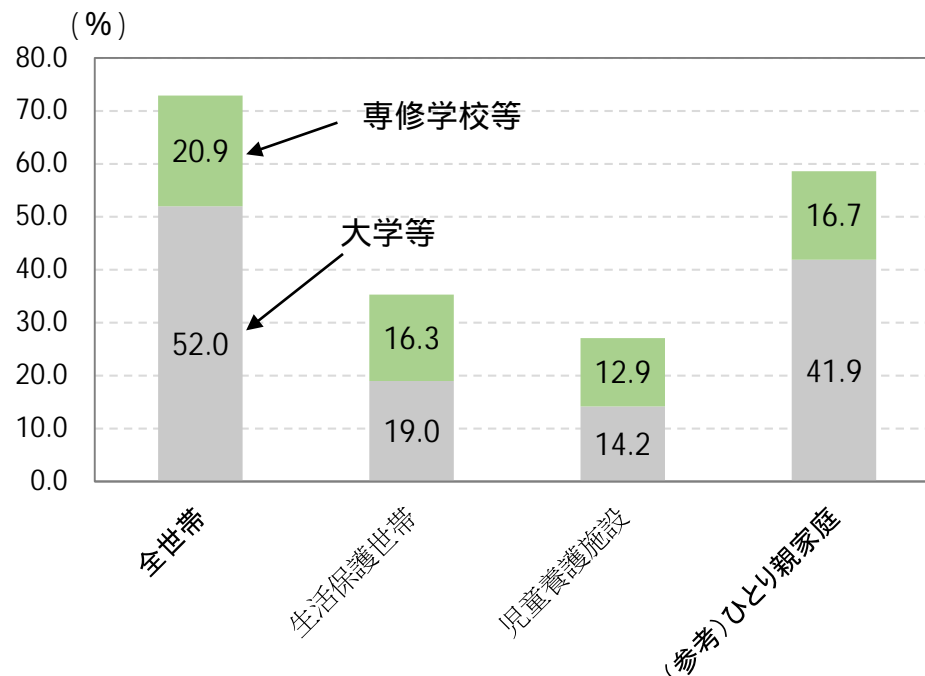
専修学校等を含む



H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29

注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

子供の大学等進学率の内訳 (H29)



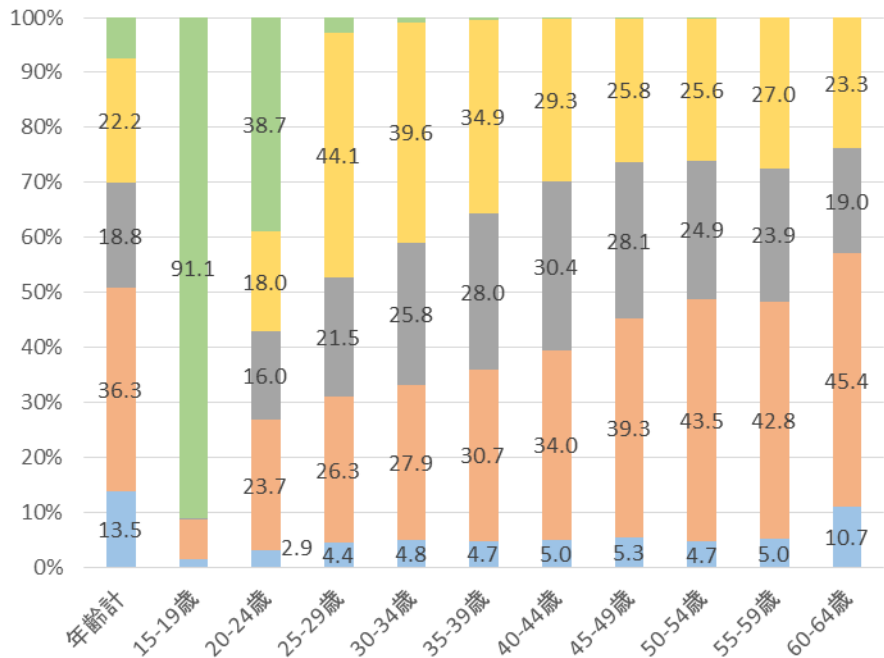
注1) 全世帯については、文部科学省「平成29年度学校基本調査」を基に算出
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ (平成29年4月1日現在)
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ (平成29年5月1日現在)
 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注5) 大学等 = 大学又は短期大学
 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

教育別にみた人口構成・有業率

○ 中学卒業者は、25～59歳の幅広い年齢層で5%程度存在。

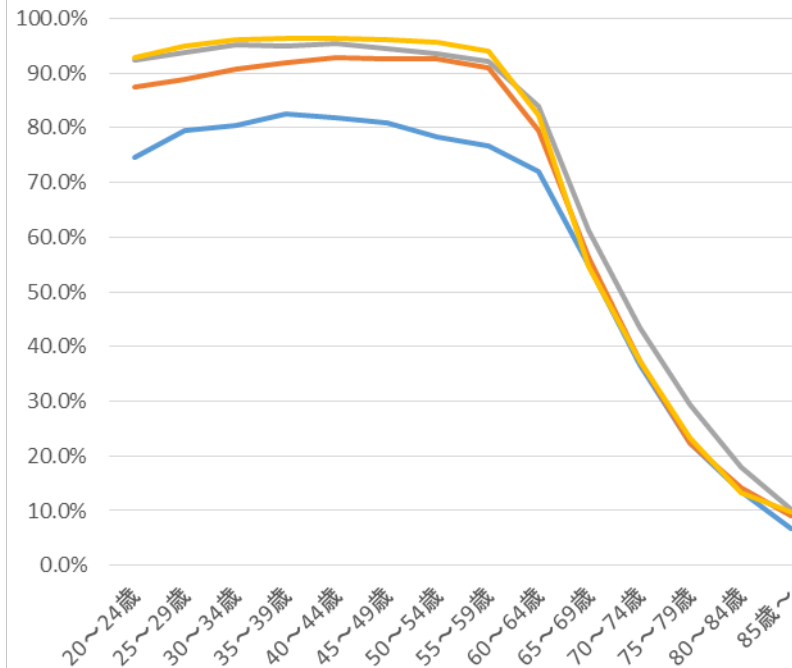
○ 中学卒業者は、25～64歳までのすべての年齢階級で、男女とも有業率が他の学歴の者より低い。

年齢階級・教育別人口



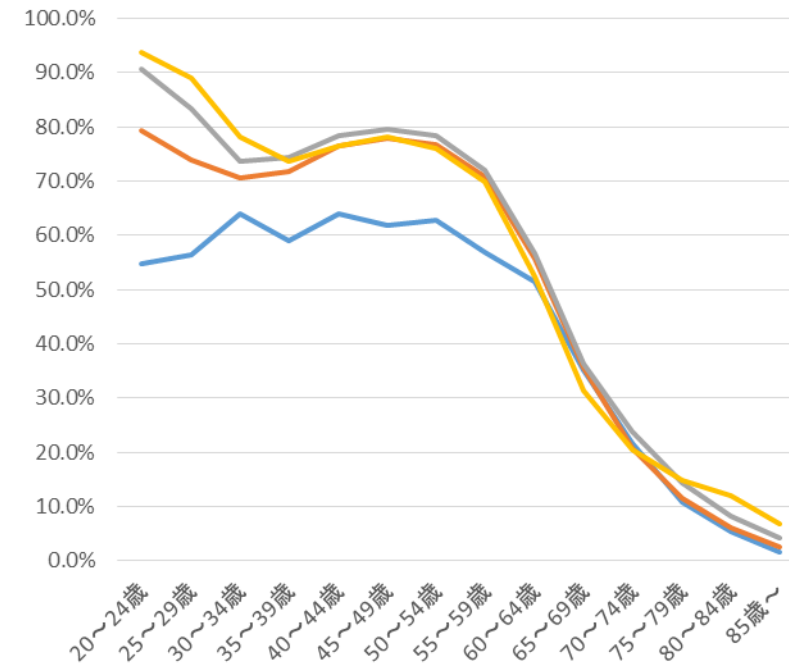
■ 小学・中学(卒業者) ■ 高校・旧制中(卒業者)
■ 専門学校・短大・高専(卒業者) ■ 大学・大学院(卒業者)
■ 在学者

年齢階級・教育別 有業率(男性)



— 小学・中学(卒業者) — 高校・旧制中(卒業者)
— 専門学校・短大・高専(卒業者) — 大学(卒業者)

年齢階級・教育別 有業率(女性)



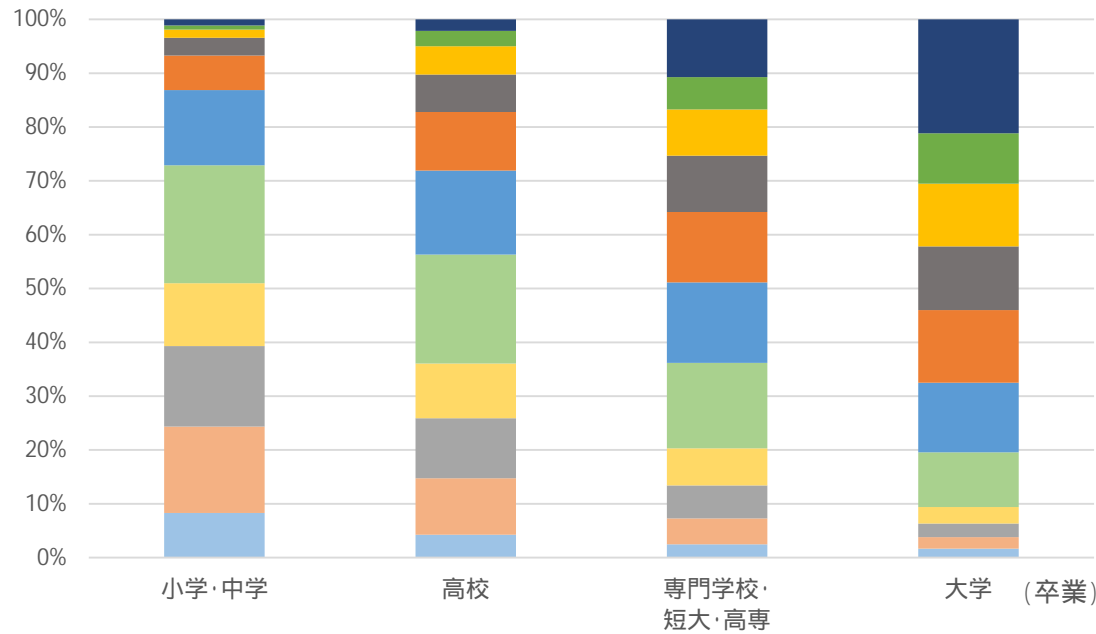
— 小学・中学(卒業者) — 高校・旧制中(卒業者)
— 専門学校・短大・高専(卒業者) — 大学(卒業者)

(出典) 総務省「就業構造基本調査」(平成29年)より内閣府子供の貧困対策推進室にて作成

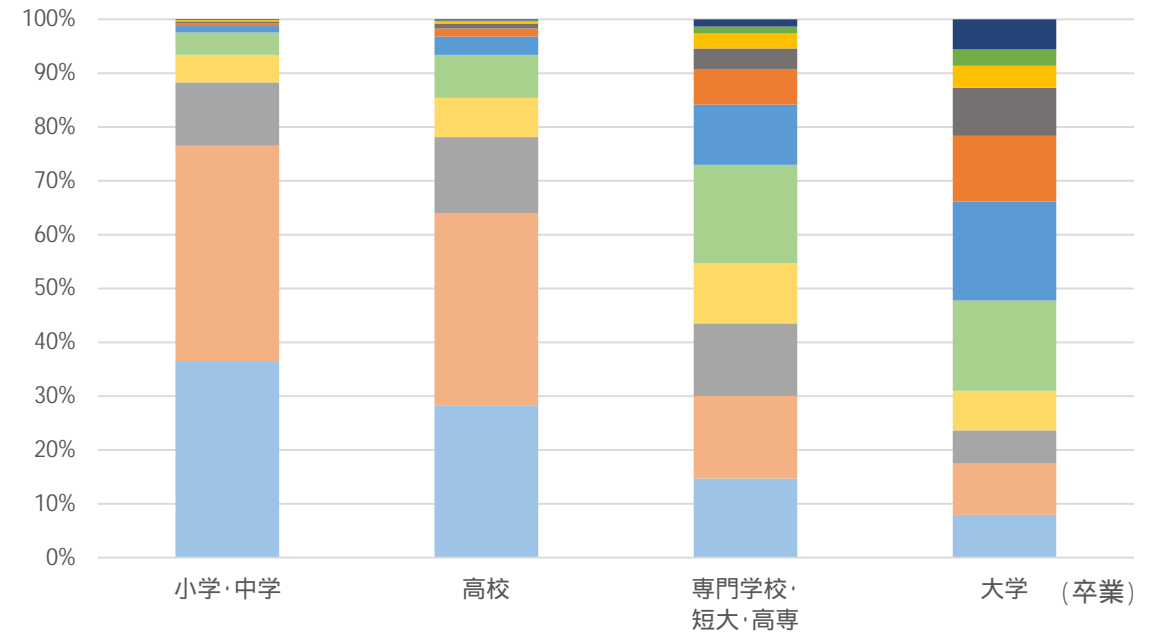
教育別にみた有業者の年収分布

○ 男女とも、学歴が高いほど、高所得の仕事に就いている者の割合が高くなる傾向。

教育別 年間収入額 (男性・20～64歳・有業者)



教育別 年間収入額 (女性・20～64歳・有業者)



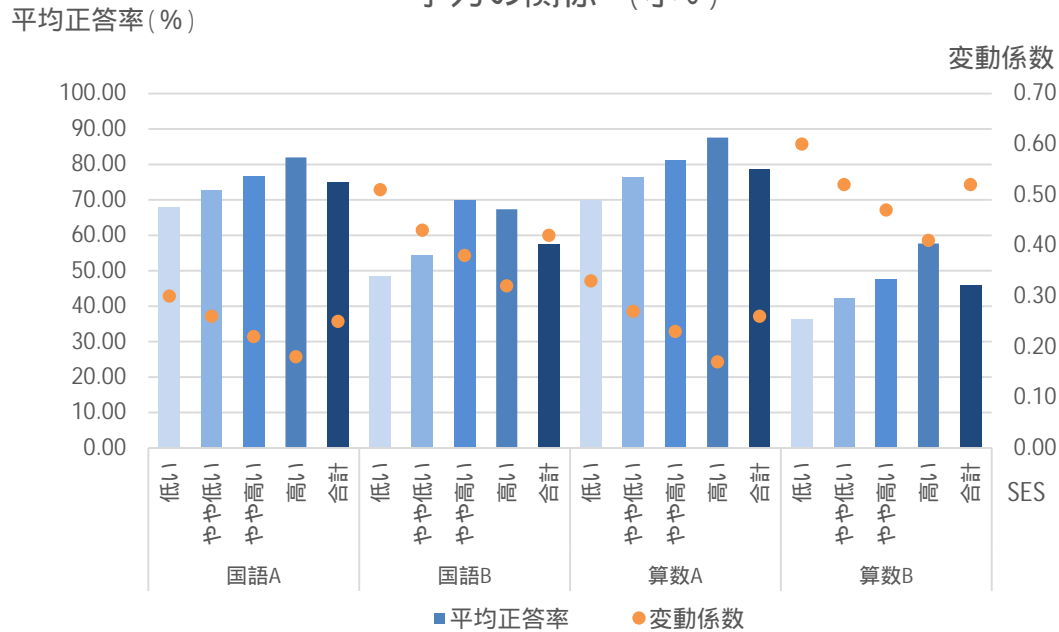
■ 100万円未満 ■ 100～199万円 ■ 200～299万円 ■ 300～399万円 ■ 400～499万円 ■ 500～599万円
 ■ 600～699万円 ■ 700～799万円 ■ 800～899万円 ■ 900～999万円 ■ 1000万円以上

■ 100万円未満 ■ 100～199万円 ■ 200～299万円 ■ 300～399万円 ■ 400～499万円 ■ 500～599万円
 ■ 600～699万円 ■ 700～799万円 ■ 800～899万円 ■ 900～999万円 ■ 1000万円以上

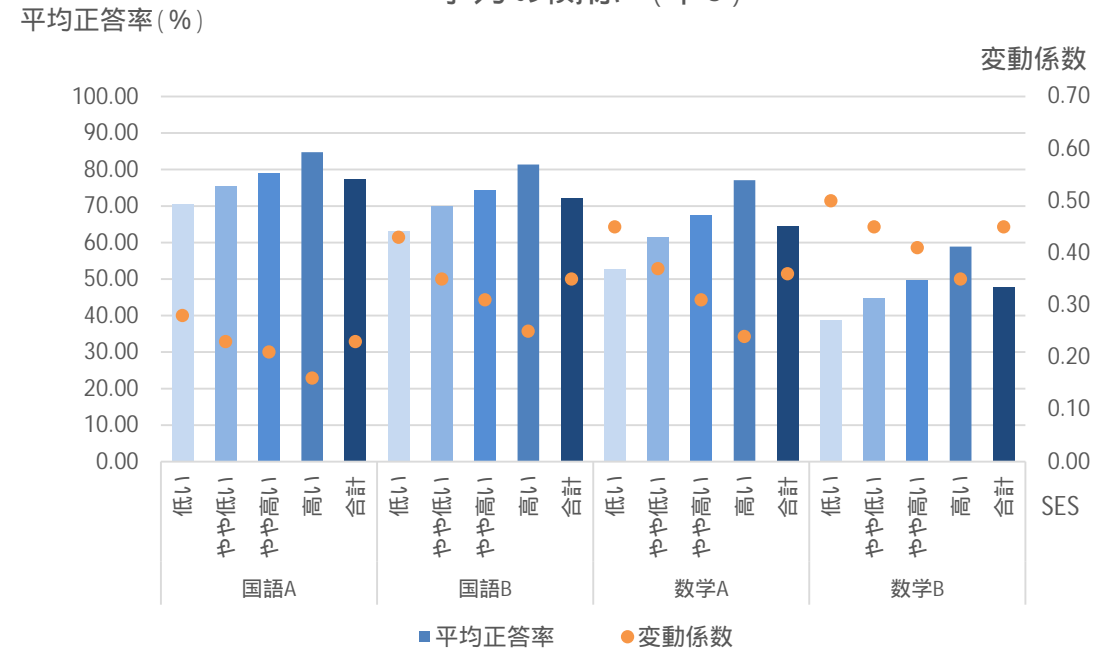
家庭の経済社会的背景（SES）と子供の学力の関係

- 家庭の経済社会的背景(SES)が高い水準にある児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高い傾向。
- SESが低い層では、平均正答率のばらつきが大きい。
- SESが低くても高い学力水準を持つ子供は、保護者の姿勢や働きかけ、「非認知スキル」の高さなどに一定の特徴がみられる。

家庭の経済社会背景(SES)と
学力の関係 (小6)



家庭の経済社会背景(SES)と
学力の関係 (中3)



(出典) 文部科学省委託研究「平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」(国立大学法人お茶の水女子大学)より内閣府子供の貧困対策推進室にて作成

(注)・「家庭の経済社会的背景」(SES(Socio-Economic Status))とは、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三変数を合成した指標。全サンプルを四等分して分析。

・「平均正答率」は、平成29年度全国学力・学習状況調査の平均正答率。

・「変動係数」は、値が大きいほど、正答率のばらつきが大きいことを示す。

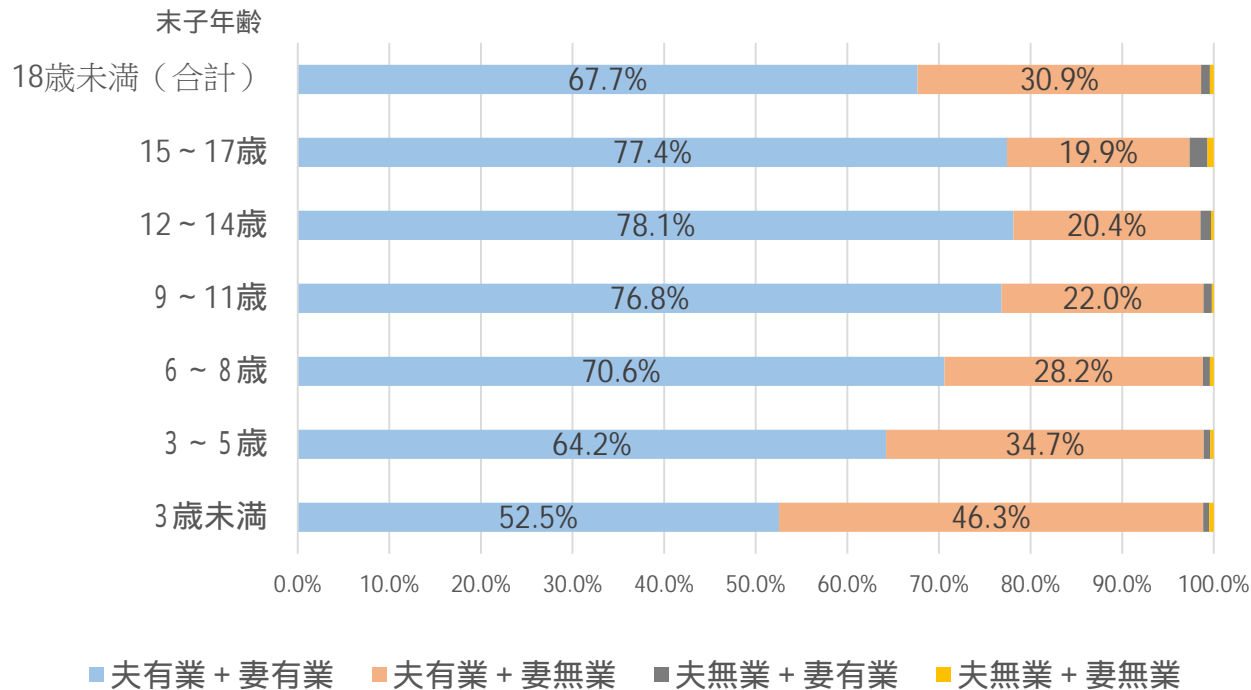
・「非認知スキル」とは、自制心や意欲、忍耐力などを指す概念であるが、本研究では、児童生徒への質問のうち「物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある」「友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる」等8項目の回答状況を合成して分析。

(4) 親の就業の状況

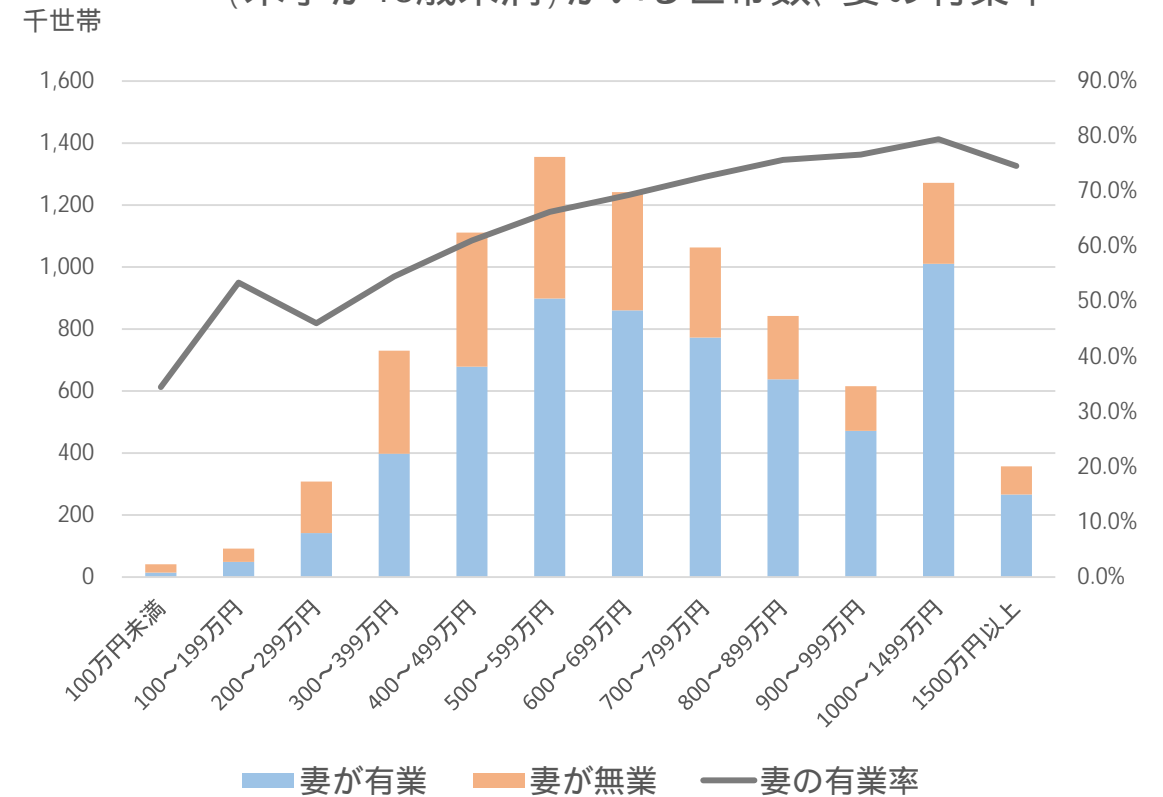
子供のいる夫婦世帯の就業状況

- 子供のいる夫婦世帯では、夫の約99%が就業。
- 妻は、末子年齢が低いほど、また世帯年収が低いほど、有業率が低くなる傾向。

夫婦と子供(末子が18歳未満)がいる世帯における夫婦の就業状況



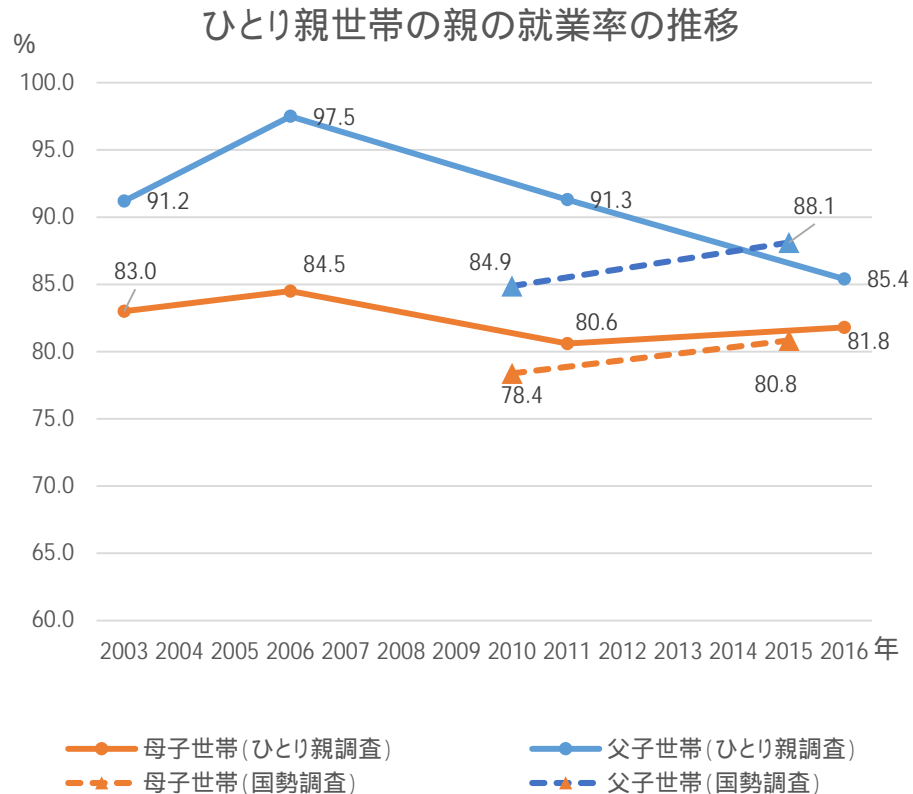
世帯年収階級別 夫婦と子供(末子が18歳未満)がいる世帯数、妻の有業率



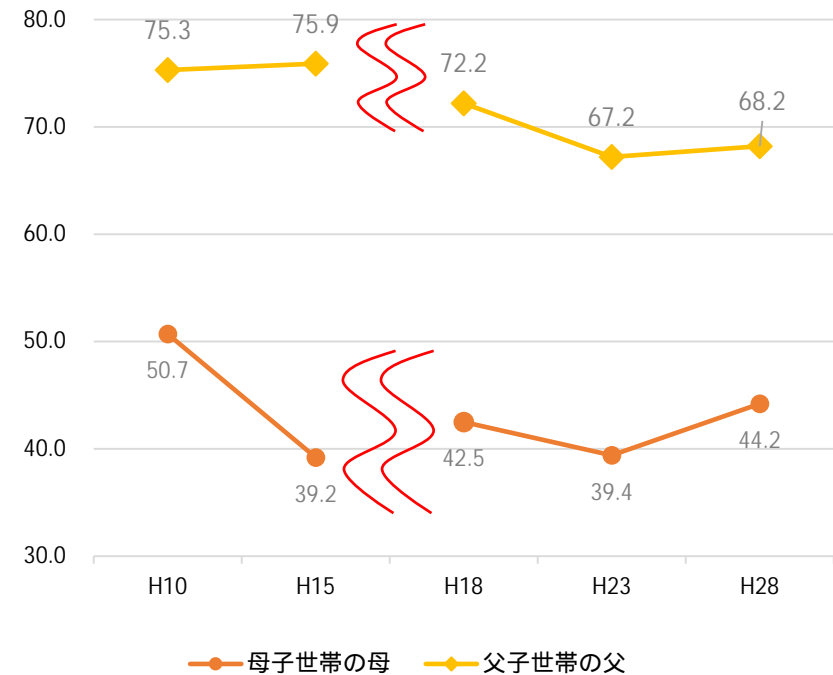
(出典)総務省「就業構造基本調査」(平成29年)より内閣府子供の貧困対策推進室にて作成

ひとり親家庭の親の就業状況

〇 ひとり親家庭の親の就業状況を見ると、就業率、正規雇用者の割合とも、直近は上昇傾向。



(参考) ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合の推移



(出典) 厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成15・18・23年度)、「全国ひとり親世帯等調査」(平成29年度)、総務省「国勢調査」(平成22・27年)より作成

注) 母子世帯/父子世帯(ひとり親調査): 父/母のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母/父によって養育されている世帯。
 母子世帯/父子世帯(国勢調査): 未婚、死別又は離別の女親/男親と、その未婚の20歳未満の子供がいる一般世帯。(他の親族が同居している場合も含む。)就業率は、母・父が就業者である母子・父子世帯数/母子・父子世帯総数により算出。

(出典) 平成10・15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注) 平成18年度以前の全国母子世帯調査においては「正規の職員・従業員」ではなく「常用雇用者」の集計がされている。
 「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁など雇用期間について特定の定めがない、あるいは1年を超える期間を定め雇われる者をいう。